

○検視等立会医師報償金の支払に関する訓令

平成12年 3 月22日

本部訓令第 6 号

(目的)

第1条 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）（以下「死因・身元調査法」という。）第4条第3項及び検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）第5条の規定に基づき、死体の調査又は検視（以下「検視等」という。）に立会した医師に対する報償金（以下「検視等報償金」という。）の支払に関し必要な事項を定めることを目的とする。

本条…一部改正〔平成25.10本部訓令 9〕

(支払対象者)

第2条 検視等報償金の支払対象者は、警察署長の要請により、警察官が行う検視等に立会した医師とする。ただし、主治医及び搬送先の病院において立会した当該病院の医師については、この限りでない。

(検視等報償金の額)

第3条 検視等報償金の額は、検視等をした死体1体につき3,000円とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、検視等をした死体1体につき5,000円とする。

- (1) 立会した時間が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）の場合
- (2) 立会した時間が3時間以上を要した場合
- (3) 立会した医師の病院から立会する場所までの行程が20キロメートルを超える場合
- (4) 悪天候又は高所等の危険箇所等困難な条件下で行われた場合
- (5) 著しい腐乱死体、損傷死体、焼死体等特に死因究明が困難と警察署長が認めた場合

(報告)

第4条 警察署長は、検視等報償金を支払う必要があると認める場合は、検視等報償金支払事案発生報告書（別記様式第1号）に、検視等に立会した医師から徴した検視等立会報告書（別記様式第2号）を添えて、速やかに佐賀県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に報告しなければならない。

本条…一部改正〔平成21.2本部訓令 2〕

(事務処理)

第5条 検視等報償金に関する事務（会計に関する事務を除く。）は、警察本部にあっては捜査第一課、警察署にあっては刑事課又は生活安全・刑事課において処理するものとする。

本条…一部改正〔平成21.2本部訓令第2〕

(委任規定)

第6条 この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日本部訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月18日本部訓令第9号）

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

佐 賀 県 警 察 本 部 長 殿

警 察 署 長

検 視 等 報 償 金 支 払 事 案 発 生 報 告 書

死体取扱いの区分	☐ 検視規則(司法) ☐ 死因・身元調査法(行政)
検 視 等 の 日 時	年 月 日 午 時 分 ～ 年 月 日 午 時 分まで
検 視 等 の 場 所	市・郡 町・村
立会医師の住所、 病院名及び氏名	住所 病院名 氏名
死者の住所、職業、 氏名及び年齢	住所 職業 氏名 (歳)
死 亡 の 状 況	
医 師 所 見	
支 出 金 額	☐ 一般死体(3,000円) ☐ 特異死体(5,000円) ☐ 深夜帯(22～5時) ☐ 長時間(3時間以上) ☐ 遠距離(20kmを超える) ☐ 悪天候、危険場所 ☐ 腐敗・損傷・焼死等

別記様式第2号(第4条関係)

検 視 等 立 会 報 告 書

検視等の月日	年 月 日
検視等の場所	☐ 警察署 霊安室 ☐ 死者方自宅 ☐ その他 ()
死者の氏名	

上記の者の検視等に立会しました。

年 月 日

警察署長 殿

医師

住所

氏名

印

死体取扱い の 区 分	☐ 検視規則(司法) ☐ 死因・身元調査法(行政)
支出金額	☐ 一般死体(3,000円) ☐ 特異死体(5,000円) ☐ 深夜帯(22～5時) ☐ 長時間(3時間以上) ☐ 遠距離(20kmを超える) ☐ 悪天候、危険場所 ☐ 腐敗・損傷・焼死等
上記検視等立会は事実に相違ないことを証明する。 年 月 日 警察署長 印	

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

本様式…全部改正〔平成25.10本部訓令 9〕

別記様式第 2 号（第 4 条関係）

本様式…全部改正〔平成25.10本部訓令 9〕